

## 公契約の適正化について

### 問

①本市において、公契約時に労働基準法等の内容は、盛り込まれているか。  
 ②これに関し、過去に苦情等が寄せられたことがあるか。  
 ③今後、市庁舎などハコモノ建築が目白押しだが、公契約条例を作る考えはないか。

### 答

総務部長

①本市の実態は、契約書等に労働基準法等の内容は、特に盛り込んでいない。  
 ②苦情等についても、これまで本市に寄せられた事例はない。

③本市が公共事業を実施するに当たり、企業が社会保険関係法や労働諸法規を遵守する環境と、労働者が安心して働

高井 洋一 議員



公契約適正化についてのパンフレット

## 組織機構再編について

### 問

①合併協定書では、「サービスの低下を来たさない配慮」「住民の声を適正に反映し、利用しやすい組織」が組織整備方針とされ、伊予方式がうたわれているが、今回の再編は、これと合致しているのか。  
 ②自治基本条例に基づく市民の権利は実現されたのか。その意見は取り上げられたのか。

ける環境をつくり出すことは、何よりも大切な使命と考えている。  
 公契約条例は、業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、業務の質の確保を図り、あわせて市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会を実現することにつながるものである。  
 条例制定に当たっては、今後の検討課題ととらえ、積極的に調査研究していきたい。

### 答

中村市長

①合併協定の方針に合致しているかとの問いであるが、これまでにも説明しているように、合併後5年をめどに組織機構の最終形を目指すとしている。  
 また、職員数も当初目標以上に減少し、さらに新たな行政需要も出てきている。  
 そうした事情を考慮しながら、外部の専門機関の提案も参考に組織再編を行おうとするものである。

地域の融合や市民の一体感の醸成には、ほど遠い現状であると感じており、職員の意識改革や人材育成もますます進めていかななくてはならない。  
 今回の再編案では、各地域事務所及び支所には自治支援センター機能を持たせ、住民サービスの低下を極力避けるための配慮をすることとしている。

一日も早く一体感ができるようなまちづくりを進めていきたいという思いで、合併5年目を終えようとしているが、この時期に簡素で効率的な組織づくりということで、今回最終形として、1課制という

方向をとらせてもらった。

地域自治支援センター等の機能を充実をして、きめ細かな地域配慮ができるような体制づくりをというのが今回の組織編成である。  
 御理解をいただいて、双海・中山の皆さん方にも、どうかこの思いを伝えていただきたい。

②組織再編に当たって住民の意見を聞いたのかとの問いであるが、今回の組織改正は、課の再編を行おうとするもので、意見公募手続条例に規定される要件には該当するものではない。さきのとおり、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題などに総合的かつ機動的に展開ができるように見直しをしようとするものである。



双海地域事務所